

法科大学院における ICT を活用した事前指導

富崎 おり江

名古屋大学 大学院法学研究科

tomizaki@law.nagoya-u.ac.jp

概要：名古屋大学法科大学院では、入学手続き時に導入ガイダンスを実施し、入学前に入学手続き者各自でしておいて欲しい事前学習について指導している。入学手続き日から入学式までの期間、入学手続き者を集めて指導することはできないため、時間と場所を選ばずに利用できる ICT を利用し指導している。本稿では ICT を使った事前学習指導について報告するとともに、実際の利用状況について述べる。

1 はじめに

法科大学院は専門職大学院であり、裁判官、検察官、弁護士といった法律分野の専門家を養成する。法科大学院課程を修了すると、司法試験の受験資格が得られる。法務省によると 2015 年の全国の司法試験受験者 8,016 名のうち合格者数は、1,850 名、受験者に対する合格率は 23.1% であった[1]。このような結果から、司法試験は難易度の高い試験といえる。

法科大学院は 2 年ないし 3 年の限られた修業年限で司法試験を受験するレベルまで引き上げ、法曹に必要な高度な専門能力を培えるようにすることが求められる。名古屋大学法科大学院では 11 月に入学試験の一次試験と二次試験を行い、12 月に合格発表、1 月に入学手続きをすることになっている。本法科大学院は入学手続き者に導入ガイダンスを実施し、入学手続き日の 1 月から入学する 4 月までの 3 か月間は、法科大学院での勉学に向けた助走期間として、時間を有効に活用できるような事前学習を促進している。

ICT を利用した自学自習の場合、いつでもどこでも学習できるのがメリットであるが、その反面、強制力の欠如やモチベーションの維持が難しいのが問題点である。本稿では法科大学院における ICT を使った事前学習の取り組みや自学自習への動機づけ対策を報告するとともに、実際の利用状況についても述べる。

以下、次の 2 節では ICT を利用した事前学習指導を実施することになった背景について述べる。続く 3 節では ICT を利用した事前学習指導の概要と動機づけについて述べる。4 節では ICT を利用した事前学習指導の結果と考察について言及し、5 節は本稿のまとめである。

2 ICT を利用した事前学習指導の背景

本法科大学院では 2 年の課程を既修者コースと呼ぶ。これは、修業年限が 2 年間に短縮されたコースである。本コースで学習するためには、法学の基本的な科目（後述する未修者コースの 1 年次で開講されている科目に相当）について既に十分な知識を有していなければならない、入学試験の法律科目試験に合格する必要がある。入学後、2 年次配当のカリキュラムから履修することになる。学部時代に受講した講義で扱われなかった箇所があるため、入学前の準備として理解不足な点を把握し、前もって学習しておくことが必要である。

一方、3 年の課程を未修者コースと呼び、法律基本科目を基礎から学ぶ。未修者コースの場合、法学部出身者もいれば、初学者もいる。初学者は特に、教科書を読むと一読しただけでは理解しづらい論理展開や、日常とは異なる用語法を目にすることが少なからずある。各制度・条文の要件と効果を丁寧に確認し、理解しやすい分野、そうでない分野を入学前から把握しておけば、4 月以降の授業の際の留意点となる。

上で述べた事前学習を入学前から実施しなければならないのは次のような実情がある。既修者コースと未修者コースのどちらも、法科大学院では原則として 1 科目 1 回分の授業（90 分）を受けるためには、この 2 倍の予習・復習が求められる。したがって、最低 1 日 6 時間以上の学習時間を確保する必要があり[2]、4 月から教育課程が始まると予習と講義と復習に追われることになる。例えば、訴訟を通じて紛争を解決することを扱う演習では、学生は予習として関連する条文や判例を読み、自分なりの解決策をまとめておくよう指示さ

**2015年4月入学者対象
事前学習について**

HOME

お知らせ

2015/2/9 教育訓練給付金制度について [詳しくはこちら](#)

2015/1/22 愛知県弁護士会主催入学前研修の案内を掲載いたしました。 [詳しくはこちら](#)

2015/1/6 2014年度入学者向け、事前学習について掲載いたしました。

2015年1月

2015年度名古屋大学法科大学院入学予定者の皆さんへ

皆さんは、本日入学手続きをとられたことにより、名古屋大学法科大学院の一員となることが決まりました。当法科大学院を代表して、皆さんを心から歓迎いたします。

本日配布させて頂いたこの冊子は、これから4月までの間に準備して頂きたい、事前学習の内容を記したものです。

改めていうまでもなく、法科大学院は専門職大学院であり、法律分野の専門家を目指す学生を対象として、2年又は3年という限られた期間内に、高度な専門能力を身に付けるための教育を集中的に行う法曹養成の専門機関です。したがって、4月から教育課程が直ちにフル稼働で始まり、皆さんは、予習と講義と復習に追われる大変あわただしい毎日をご過ごされることとなります。そこで、これから4月までの3か月間は、法科大学院での勉学に向けた助走期間とし

○未修者コース

憲法基礎I

行政法基礎 I

民法基礎 I

民法基礎II

民法基礎III

民法基礎IV

刑法基礎 I

愛知県弁護士会主催入学前研修

○既修者コース

憲法演習

図 1 事前学習サイト

れる。授業では報告が求められる。教員と学生との闊達な質疑応答を通して授業が展開し、教員との対話を通じ自分の考えを深める。復習に課題が課せられる。

このような現状から、既修者コースおよび未修者コースのどちらも入学後直ちにスムーズに授業に参加できるよう、入学前に各自でしておいて欲しい事前学習について指導する必要が出てきた。入学前のため、入学手続き者を本学に集めて指導することは時間や場所を選ぶことになり、物理的に困難である。しかし、インターネット技術を利用すれば、いつでもどこでも時間と場所を選ばずに事前指導ができる。そこで、本法科大学院では ICT を利用した事前学習指導を行うことになった。

3 ICT を利用した事前学習指導の概要と動機づけ

ICT を利用した事前学習を行うためには、パソコンをインターネットに接続して利用できる環境を入学手続き者に整えさせる必要がある。このため 12 月中旬に発送する合格通知と一緒に通知文を送り、本学では予習、授業、復習でパソコン利用が必須であることを伝えている。さらにパソコンの仕様についても掲載し、学習環境を整えておくよう促している。

入学手続き日は、1 月上旬の本法科大学院が指定した 1 日と翌日の予備日の 2 日間である。特別な事情がない限り、本人が来学し手続きすることになっている。新入生が入学前に来学する唯一の

(9300007)行政法演習 I Aクラス	
講義概要	
講義概要	行政法の基礎知識(未修1年行政法基礎ⅡⅡ相当)を確認検証し、より実践的な角度からこれを深く、総合化する。とくに救済法分野を詳細に学ぶ。
到達目標	1) 修得済の基礎知識を検証し、具体的事例において活用できるようになること。 2) 判例を読む、当事者の主張の仕方を読む能力を身につけること。これらは模範ではない。 3) 行政法の用語や考え方には概念的なものが多いが、教科書の記述を覚えるのではなく、実定法の仕組みや国民の権利義務に即してきちんと説明できること。
教科書	この科目は演習科目であるので、講義科目のような教科書は用いない。また特定の演習書も用いず、教材はそのつど掲示する。
参考書・参考資料	同法試験を念頭に置いて、模範的な演習書として、以下がある。これらの一冊を自習の際に読んで、①事例をよく理解し対応能力を高める。②論点の発見能力を高める。③法令と事実から構成力を高める等に役立てるのがよい。その意味で、多くの事例に当たることは大変良いことである。演習書に掲載されている事例は、模範的なものばかりで、司法試験ではさらにプラスアルファが求められるので、能力の着実な進歩が自分で確認できるようにしなければならぬ。 (標準的とされる演習書) ア 曾和俊文他編著「事例研究行政法(第二版)」(日本評論社2011年) イ 中川久他「公法訴訟実務の基礎(第二版)」(弘文堂2011年) ウ 高木光他「ケースブック行政法(第四版)」(弘文堂2010年) エ 大貴裕他「行政法事案解析の手法」(日本評論社2010年) オ 吉野要己「紛争類型別行政救済法(第二版)」(成文堂2010年) イオを除いて、あまりよいとはいえない。自信のある者はイがよいであろう。あれもこれではなく買うのは一冊にして、友人のと交換し合って使い、コピーと自分のノートでオリジナル版を作るくらいのもつりかよい。 以上の書で本格的に学習するのは3年生になってからでもよいと思う。 なお、行政訴訟法が苦手な者は、高木光他「行政救済法」(弘文堂2007年)を徹底的に読み込むとよい。ただし、若干古い。 行政訴訟に関するあたらしい判例は次々と出るので、自分でチェックするしかない。
成績評価方法	中間試験またはレポート(回数はず定、合計25点)、平常点5点(各回の質疑応答を通じて、授業に向けた準備ができてきたかや専攻力を評価する)。および

図 2 シラバスシステム講義概要

日であるため、入学手続き日に入学前の事前学習ガイダンスを実施している。本学で提供している法学教育を支援するシステムの ID とパスワードを配布し、入学手続き日から利用できるようにしている。ガイダンスの内容は次の 3.1 節～3.5 節のとおりである。

3.1 必要なパソコンの仕様と操作能力

本法科大学院に必要なパソコンの仕様と操作能力は次のとおりである。パソコン操作に不慣れな者は 4 月までに修得することを勧める。

- ① Windows OS を推奨する。
- ② ワイヤレス LAN アダプタを利用できること。
- ③ 日々の持ち運びに耐える耐久性と軽さ (ノートパソコンを推奨する)
- ④ パソコン操作スキル
 - ・ レポートを作成する程度の文書作成能力
 - ・ ブラウザを使い、判例データベースを検索できること。

3.2 事前学習サイトの紹介

事前学習サイトとは前期開講の法律基本科目ごとに事前学習の手引きを公開しているサイトである。ID とパスワードで閲覧者を制限している (図 1)。既修者コースと未修者コースそれぞれについて、4 月までにどの入門書を読み、どのように読み進め準備すればよいのか具体的かつ丁寧に説明されている。入学手続き者に対して、手引きに従

(9300007)行政法演習 I Aクラス			
講義計画と記録			
講義計画の追加 講義計画の編集画面 番号の再整理 講義計画の削除画面			
[全課題の提出状況] [総合投票成績一覧] [全資料の一覧] [全課題の一覧]			
回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動 関連ページ
1	学力チェックと行政不服審査	1. この科目の概要と授業の進め方。 2. 共通的な到達目標について。 3. 行政法学習における法令判例(法情報)の読み方 4. 新行審法の意義と論点 5. 行政不服審査の基本問題を理解する。 (1) 不服審査の一般法と個別法 (2) 不服審査の目的 (3) 不服審査の種類	1. 行政法基礎ⅡⅡ相当部分の復習をしておく 2. 判決文の構成を理解するために、掲示された判決資料をよんでおく 3. 共通的な到達目標についてを事前にしておく 4. 行政不服審査法の条文をみておく
1	予備学	4月からのこの科目の授業の履修に先だつ予習事項として、新1年生に課した答案を、この課題欄に提出しなさい	[資料][課題]
2	いろいろ	授業に直接関係する資料をここに収納する資料欄	[資料][課題]
2	行政不服審査	1. 行政不服審査の重要判例を概観する。 2. 不服申立ての対象となる処分と申立て手続の構造を理解する。 (1) 申立ての相手方の法的地位と申立て期間 (2) 処分の性質と教示	1. 行訴法の関連条文を正確に理解しておく 2. 資料を読んで、紛争→不服審査→訴訟のプロセスを理解する

図 3 シラバスシステム講義計画

い学習するよう促す。

3.3 シラバスシステムの利用方法

名古屋大学法科大学院では講義概要および講義計画の公開、資料配布、課題提出、質問の受付を Web 上のシステムで行っている (以降、シラバスシステムと表記)。授業はシラバスシステムを中心に進められる。予習の段階では、シラバスシステムを通し、講義各回のポイント提示と予習事項の提示がある。対面講義の後、復習として課題の提出や掲示板を利用した学習者へのフォローがある。このようにシラバスシステムを中心に予習、対面講義、復習が繰り返される[3]。

入学手続き日の 1 月上旬は授業期間中であるため、在籍していない者は法科大学院生が利用しているシラバスシステムにアクセスすることはできない。そこで入学手続き日から 2 月中旬までは入学手続き者専用サイトを別に用意し、講義概要と講義計画のみ公開する。入学手続き者はこの専用サイトから予習・復習の内容および講義がどのように展開されていくのか確認できる。

2 月中旬以降は次年度のシラバスを公開し、入学手続き者も次年度シラバスにアクセスできるようになる。講義概要、到達目標、教科書・参考文献、成績評価方法 (図 2)、講義計画 (図 3) を確認できる。前期開講の法律基本科目に限り入学前でも掲示板を利用し入学前の事前学習について質問できる。

いつでも行使することができる。 回答: ○○ ○× メモ:	1点
問:12 動産の売主と買主との間で、売買の目的物を買主が第三者に転売して引き渡したときでも、売主はその目的物に先取特権を行使することができる旨の特約がある場合において、買主がその目的物を転売して転買主にこれを引き渡したときは、売主は、転買主が占有している目的物について、その特約について転買主が悪意であるときでも、先取特権を行使することはできない。 回答: ○○ ○× メモ:	1点
問:13 動産質権において、質権者と質権設定者との間で、被担保債権の利息はその質権によって担保されないの特約がされた場合においても、利息は、質権の被担保債権に含まれる。 回答: ○○ ○× メモ:	1点
問:14 不動産質権者は、質権の目的物を使用及び収益をすることができ、質権者と質権設定者との間の特約で、その使用収益権を排除することはできない。 回答: ○○ ○× メモ:	1点
合計: 15点	
テストの提出	

図 4 法的知識理解度確認システム

3月中旬から前期開講科目の資料と課題が掲載される。4月の第1回目の講義日までに課題を提出させる科目もある。4月分の講義の課題と資料については3月中に公開されるため、入学手続き者に予習しておくよう促している。

3.4 法的知識理解度確認システムの利用方法

前期開講の法律基本科目のうち「憲法」と「民法演習」・「民法基礎」は択一問題を Web 上で解くシステム（以降、法的知識理解度確認システムと表記）で択一問題を出题している[4]。出题は司法試験の過去問題を利用し、主要な項目についての知識を確認する内容となっている（図4）。本システムで「確認テスト」を出题していることのも目的は、学力を判定するのではなく、理解度を確認させるためである。ただ漫然と教科書等を読んでいるだけでは目的意識を持ちにくいいため、教科書等で学習した内容を適宜確認するという自習のスタイルを確立してもらうことが本システムの利用目的である。

3.5 入学までの過ごし方

事前学習サイトの指示に従い、本学が提供しているシラバスシステムと法的知識理解度確認システムにアクセスし、入学までの時間を有効に活用するよう促す。

表 1 入学手続き日から新入生ガイダンス日までのシラバスシステム一人当たりの平均アクセス数

	2014年度入学者	2015年度入学者
既修者コース	756	626
未修者コース	782	639

表 2 法学教育支援システムの利用状況

	2014年度入学生		2015年度入学生	
	既修者 34名	未修者 27名	既修者 22名	未修者 19名
憲法	23名(68%)	15名(56%)	19名(86%)	11名(58%)
民法演習	20名(59%)	-	17名(77%)	-
民法基礎	8名(24%)	10名(37%)	4名(18%)	9名(47%)

() は利用者の割合

4 ICT を利用した事前学習指導の結果と考察

4.1 シラバスシステムへのアクセス

入学手続き日に指導したことを入学手続き者が実践しているのかを確認するために、入学手続き日から新入生ガイダンス日までの2014年と2015年のシラバスシステムのアクセス数を調査した。

まず、既修者コースと未修者コースとの間で、事前学習への取り組みに差があるのかについて調べた。各コースの1人あたりの平均アクセス数は表1のとおりである。両コースの間に大きな差はなく、どちらのコースも同じように事前学習に取り組んでいることがわかる。

次に、図5は1日ごとのシラバスへのアクセス数を示す。どちらの年も2月中旬からアクセス数が多くなっている。これは、前述したように2月中旬以降に次年度のシラバスを公開しているからである。3月中旬からもアクセス数が多くなるのは前期開講科目の資料と課題が掲載されるため、入学手続き者が課題に取り組み、資料を読み4月からの授業に備えるからである。授業開始1週間前になるとアクセス数が急激に増えている。事前指導の際、授業開始1週間前から授業の予習に取り組むよう説明しており、入学手続き者が指示どおり授業の予習に取り組んでいることがわかる。ICTを利用した自習は教員とのコミュニケーションが非常に少ないため「やる気」が薄れていく傾向にあるが、図5のグラフからシラバスシステムで徐々に情報提供することで事前学習への動機づけを継続するのに役立っていることがわかる。

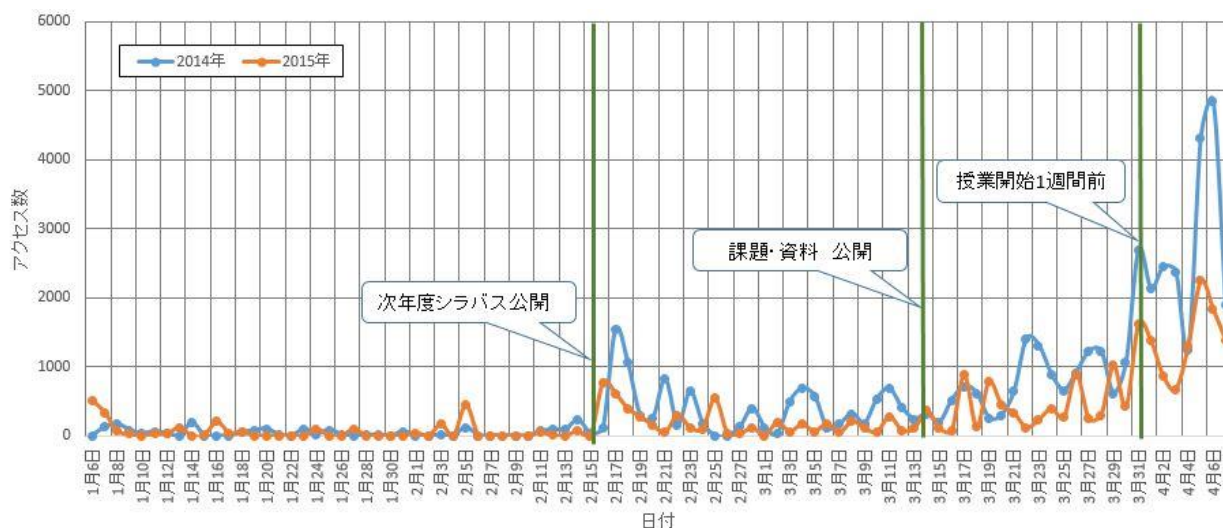


図 5 入学手続き日から新入生ガイダンス日までのシラバスシステムアクセス数（1日ごとの値）

4.2 法的知識理解度確認システムの利用状況

表 2 は法的知識理解度確認システムの利用状況である。司法試験の過去問題から主要な項目についての知識を確認する内容が出題されている。上で述べたように本システムで「確認テスト」を出題していること、学力を判定するのではなく理解度を確認させるためである。利用は任意であるため利用者数を集計した。

「憲法」は 2014 年と 2015 年どちらの年も既修者コースの利用が多い。既修者コースの確認テストは、憲法の主要な項目についてどれほど理解できているかの確認が目的となっており、4 月から始まる「憲法演習」に備える。未修者コースの確認テストの場合、教科書等で学習した内容を適宜確認するという自習のスタイルを確立してもらうことが目的となっている。コースによって目標が異なるため利用者の数に差が出たと思われる。

「民法演習」は既修者コースのみが対象となっている。基本書をじっくり読み返し、基本的な制度について、なぜそのような制度が作られているのか、制度趣旨について考えてみることや、出題しているテストを受験し、自分の理解度を確認し、理解が不足している分野について補充しておくことが指示された内容となっている。2014 年度は 6 割、2015 年度は約 8 割の入学手続き者が確認テストを実施しており、入学手続き者が教員の指示に従っていることがわかる。

「民法基礎」は事前学習で法的知識理解度確認システムの利用は指示されていない。それにもかかわらず既修者コース、未修者コースとも利用されている。指示が無くても利用されていることか

ら、入学手続き者が熱心な姿勢で学習に取り組んでいることがうかがえる。

5.まとめ

本稿では、入学手続き日から新入生ガイダンス日までの 3 か月間、本法科大学院の入学手続き者を対象として ICT を使った事前指導が実施されているか検証した。ICT を利用した自習は、学習してもらおう強制力を持たないこと、モチベーションを維持するのが難しいことがデメリットとして挙げられる。しかし、本法科大学院が課している事前学習の場合、シラバスシステムのアクセス状況や法的知識理解度確認システムの利用状況から ICT は有効なツールとなっていることが検証できた。

新司法試験合格に少しでも早く近づけるよう今後も事前学習を充実させることが肝要である。

参考文献

- [1] 平成 27 年司法試験の結果
http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00111.html(2015/9/9 参照)
- [2] 名古屋大学法科大学院学生便覧、p.11 (2015).
- [3] 富崎おり江：名古屋大学法科大学院における 1 人 1 台端末を活用した学修環境と学修支援、名古屋大学法政論集、262 巻、pp.431-448 (2015).
- [4] 千葉恵美子、松浦以津子、富崎おり江、小村道昭、松浦好治：法科大学院教育における理解度確認システム(学ぶ君システム)の開発－法的知識・法的分析・推論能力の向上を目的として－、メディア教育研究、第 4 巻 2 号、pp.1-6 (2008).